

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
TEL 06-6765-8904
FAX 06-6765-8905

希望と納得もとづく公正で民主的な人事異動の確立を 介護・保育・健康、指導の継続性など切実な事情を尊重せよ

府教委2023年度人事異動方針を発表

府教委は、8月26日の校長会で、2023年度の「人事取扱要領」等について説明をおこないました。府教委の説明によると、2023年度の「人事取扱要領」は、2022年度から大きな変更はなく、「直轄強制異動」と呼ばれる府教委人事の本質は何ら変わっていません。

人事調書の作成においては、データ入力を基本とし、難しい場合は手書きによる作成も可能としています。

大障教は、今年度も組合として人事異動実施や人事相談会等にとりくみ、本人希望の実現を求めます。障害教育の専門性の低下や、教職員の業務負担増につながる人事異動、人事を通じた教職員の管理強化には反対の立場を貫き、希望と納得もとづく人事「公正・民主的な人事」を求めてとりくみます。

1. この間の「人事取扱要領」に関する経過

教員人事について府教委は、1998年度当初人事において「新規採用以来現任校4年以上勤務者」「現任校10年以上勤務者」を異動対象者としてきました。その後、年限基準を段階的に短縮するなど、様々な改悪を重ねてきました。2011年度当初人事では、府立学校を7つのグループに分け、障害児学校の専門性の否定につながる「新規採用後3校目までに、原則として異なる3つのグループを経験するものとする」との大改悪を行うと同時に、「予定者通知」の前に実施されていた「候補者

通知」をなくしました。

2013年度には、「1校における在籍期間」として「原則15年」を明記するなど、府障教当時の反対を押し切って、「人事取扱要領」の改訂を強行しました。

教職員人事（実習教員、給食調理員、技師・技能員）についても、2003年度当初人事より「現任校7年以上」、08年度当初人事からは「4年以上」を異動対象者としました。また、12年度当初人事より、スクールバス乗務員を人事取扱要領の適用としています。

2. 人事異動に関する大障教の基本的考え

直轄強制人事異動のねらいは、教育行政が、学校や教職員への管理と支配をいっそう強め、政府や府教委が決めた教育政策を学校に徹底することにあると大障教は考えています。

そもそも人事異動とは、ゆきとどいた教育を推進するためにおこなうべきものです。人事異動を特定の施策推進や教職員の管理統制・教職員削減・退職の強要などに利用することは許されません。

3. 人事調書記入にあたっての注意事項

人事調書は、人事異動を前提に作成されています。それを踏まえて記入しましょう。

特記事項には、「異動希望はない」「肢体不自由校以外への異動は希望しない」など、自分の意思を明確に記入しましょう。特記事項に書き切れない場合、「別紙にて添付します」と記入し、添付書類を校長・准校長に

提出しましょう。

提出し、併せて記入しましょう。人事異動を「希望する」・「希望しない」場合は、その内容を「いいね」に記入しましょう。

人事調書の提出後に事情・希望が変わった時は、速やかに校長に申し出て、調書の差し替えをおこないましょう。

4. 人事ヒアリングについて

校長・准校長による本人ヒアリングでは、あいまいな言い方は避け、自分の意思を明確に校長・准校長に伝えましょう。重要なことは「校長具申の内容」です。校長・准校長に対し、本人希望を尊重した校長具申を求めましょう。

昨年度は、3月1日に「異動予定者及びTRYシステム選考結果の通知」、3月8日に「異動内示（事務職員以外）」がこなわれました。府教委は現段階では、これらの日程について「昨年と大きく変わらない見込み」としています。

書記局の つうしん

長いようで短い夏休みが終わり、2学期がスタートした。振り返ると、「自己研鑽」できた夏であったと個人的には満足をしている。

維新府政のもとで、教員の出張旅費が大幅削減され、「管外出張による研修」の取得はほぼ皆無となり、承認研修も「実践にすぐに生かせる内容」を求める風潮が強まり、長期休業中に教員が幅広く研修を行う機会が奪われてきた。職場の青年教員と話していると、「研修報告を書く手間を考えたら、出勤をする方がマシだ」というから、教員の研修の自由が奪われている現状にあらためて危機感を感じる。

この夏は、組合教研で全国や近畿の仲間とつながり合い学び合った。「困った行動を改善させるには……」「出来るようになるには……」といったごとの研修とは違い、「子どもの行動の裏にどんな願いや葛藤があったのか」「子どもの成長・発達にふれて教員としての自分は何を感じたのか」等、子ども・授業・学校・同僚、様々な観点で自分の言葉で語り合うことを通して、教育の喜び、発達の喜び、共感の喜びを仲間と再確認することができた。

大学卒業後すぐに教員になった初任1年目の時に、ベテラン教員から、「教員は、『教育実践』『研修』『遊び』を大事にせなあかんで」という教えをうけ、興味ある研修に片っ端から参加していた頃を懐かしく思い出した。当時はピンとこなかった先輩の言葉が、19年目になってようやく腑に落ちるようになってきたのは、教員として少しは成長・発達できているあかしか。

心躍らせて登校する子どもたちに魅力ある教員として向き合えるよう、今後も「自己研鑽」に努めたい。

学びたい! つながりたい!

2022年度青年部総会

ねがいや疑問を交流しました!!



7月9日(土)に2022年度の大障教青年部総会が開催されました。総会としては委任状を含む定数を上回る参加で、無事成立することができました。

例年学習会も含めて青年部総会を行なっているのですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、時間短縮の形で行ないました。その分、各校の近況報告や交流に時間をあてました。初参加の方も複数おられ、活発な交流をすることができました。たかつガーデンとZOOMによるオンラインを併用し、無理のない形で参加を呼びかけました。

青年部総会では、昨年度の活動の報告と、今年度の活動方針、予算案の提案などを話し合いました。また議案書に沿って話を進め、たくさんの意見交流ができました。中には、GIGAスクール構想によつて、青年教職員に情報の仕事に偏ってしまったという現状や、コロナ禍前のように行事が戻りつつあり、その対応に追われているなどの各学校の様子が伝わってきました。



オンラインを併用して活発に交流しました。

さて、今年は、ロシアによるウクライナ侵略があり、交流の中では平和に関する話が多くの話題になりました。8月に行なわれた原水爆禁止世界大会にも青年部から多くの参加があり、この問題に対する関心の高さが伺えます。「平和とは何か」青年部のみなさんといっしょに考えていきたい課題です。

参加者からは「青年部の活動や先生方の思い、いろいろな学校のお話などを聞くことができて、とても勉強になり、楽しかったです。ありがとうございました。」「今回は初めてZOOMでの参加となりました。やはり、会場でみなさんの顔を見て話をしたり聞きたいなと思いました。私自身疑問を持っていたり不満を感じたりしていることを、同じように感じている人がいること、心強く思いました。」などの感想が寄せられました。

青年部では原則的に月に1度(第3週の金曜日)の青年部委員会とカタリバ(交流会)を行なっています。自分の学校の中だけではなかなか話せないことも、ここなら話せると話題です。また他校の先生とも交流できる貴重な機会ですので、ぜひぜひ参加ください。

(青年部 奥 正行)

大障教定期大会 発言ダイジェスト(その5)

交渉訴え続け制度改善! 組合活動の大切さを実感

女性部 荒木代議員



女性部では、委員会やアンケートから見えてきた問題を要求にして対府交渉で訴えてきました。「妊娠中の体育実

技・児童生徒介助等軽減措置」が栄養教諭にも適用されるように訴え始めたのは2013年からでした。毎回工夫して府の担当者に訴える続けるも、回答はいつも「栄養教諭は児童生徒の介助をしていない」の決まり文句で、「またか」とがっかりしていた7年間で、それが、2020年度からには有給の出生サポートに栄養教諭に適用されることになりました。組合活動の大切さをまさに実感できました。また、女性部アンケートで必要性が大きいことが分かった不妊治療については、2014年から制度の新設を要求し始めました。2020年には不妊治療休暇が新設され、2022年からには有給の出生サポートに栄養教諭に適用されることになりました。制度があっても内容が十分なものもあります。また、利用しても代替講師が見つからなかったり、現場の状況から利用をためらってしまったりするなど、数々の問題があります。働きやすい職場環境をさらに広げていきたいと思

今こそ声を上げ、9条破壊と大軍拡の暴走にストップをかけよう

堺支援学校大手前分会 西田代議員

2月24日に勃発したロシアのウクライナ侵略に乗じて、与党や日本維新の会から「憲法9条では国は守れない」などの声が上がります。自民党は相対の中核まで対象にした「反撃能力」敵基地攻撃能力の保有を提言しました。自民党の「改憲4項目」では、自衛隊を9条に書き込むことで、「平和主義」の原則を根本から崩そうとしています。今年には日本国憲法が施行さ

れてから75年目、多くの人が甚大な犠牲をもたらした侵略戦争への深い反省の上に制定された日本国憲法は、その前文で「政府の行為によつてふたたび戦争の惨禍が起こることがないようにする」と決意し、9条で戦争放棄・戦力不保持を掲げました。

戦後日本の労働組合は、戦争による痛苦の経験から、自治体労働者は「二度と召集令状は配らない」と唱え、運輸

労働者は「失業と貧困と戦争に反対」とし、医療労働者は「再び戦場の血で白衣を汚さない」、そして教職員は「教子を再び戦場に送らない」と、それぞれの分野のローガンを掲げ、平和の課題を重視してきました。

国連は「戦争は大量の障害者を作り出す最大の悪である」と断じました。障がいのある人は平和な社会でなければ人間らしく生きていくことはで

きません。今こそ、労働者・労働組合には、「ロシアは侵略やめよ」のたたかいを広げるとともに、9条破壊と大軍拡の暴走にストップをかける声を上げましょう。

